

ネット選挙運動

～選挙運動におけるICT利用とその可能性～

羽牟 祥子
掛川 政人
堀 和敏
張 樹

はじめに

ネット選挙という言葉は通常二つを意味する。

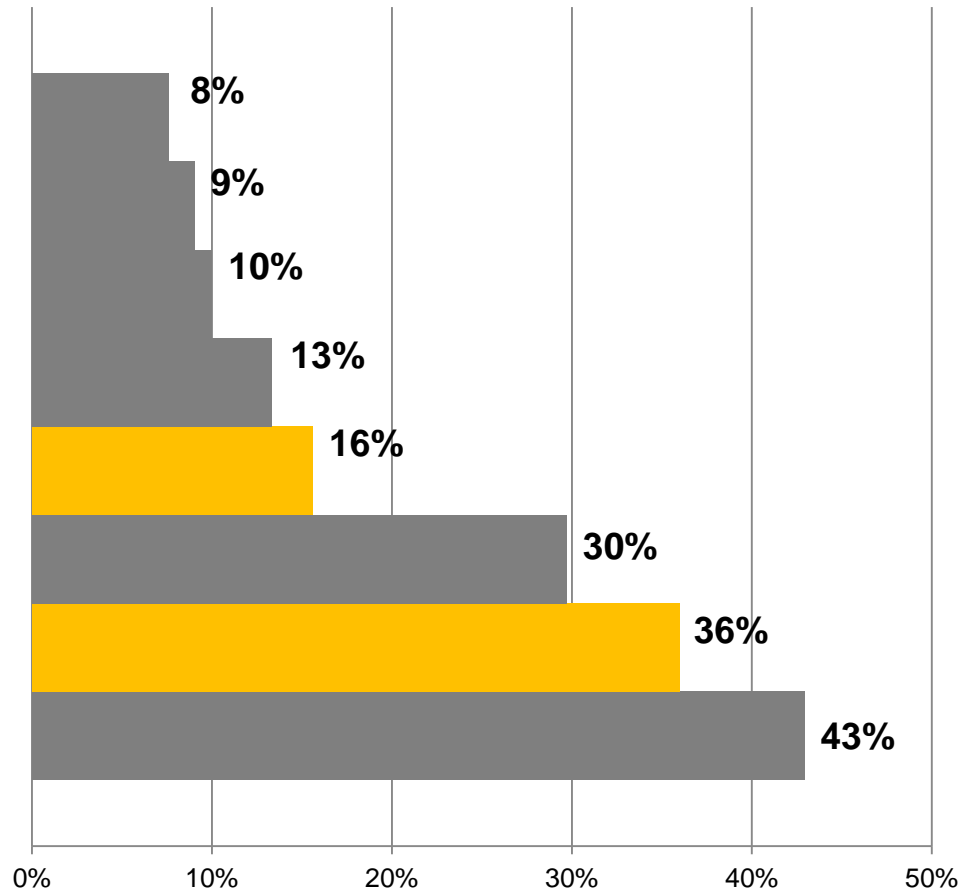
- ①投票行為にインターネットを用いること。
- ②選挙運動にインターネットを用いること。

私達は今回の研究で、後者の選挙運動にインターネットを用いる『ネット選挙運動』を扱う。

昨今の日本ではインターネット普及率は75%を越え、情報収集やコミュニケーションなどの様々な目的の手段として非常に重要な役割を担っている。しかし選挙に際して投票を決める重要な要素である候補者の主張や人となりを伝える手段が街頭演説やポスターなどに限定されている。

そこで私たちは現行の選挙運動に加えてインターネットを利用することの利点と課題を考察し、現在の日本の選挙運動やネットと政治の関わりなどの研究を通してネット選挙の有効性を示していきたい。

投票に行かない理由



- 私一人が投票してもしなくても同じだから
- 面倒だから
- 病気や身体的理由から
- 選挙によって政治はよくならないと思うから
- 選挙にあまり関心がないから
- 適当な候補者も政党もないから
- 政策や候補者の人物などについてよくわからないから
- 用事と重なるから

2,143人からの調査で選挙に『だいたい行く』『行ったり行かなかったり』『ほとんど行ったことがない』の合計57.2%(1225人)からの調査

目次

はじめに

1.政治活動と選挙運動

2.ネット選挙運動とは

3.諸外国におけるネット利用

3-1.アメリカにおけるネット選挙

3-2.韓国におけるネット選挙

4.日本のネット選挙運動の実情

4-1.規制

4-2.過去の公職選挙法改正への動き

4-3.事実上の解禁？

4-4.総務省による見解はグレーゾーン

5.ネット選挙運動の可能性

5-1.懸念される問題

5-2.ネット選挙運動の可能性

6.今後の展望

7.参考

7-1.文献

7-2.webページ

1. 政治活動と選挙運動

1. 政治活動と選挙運動

政治活動

政治上の目的をもって行
われる一切の活動

選挙運動

選挙期間中に行われる
特定の候補者の当選又は当選
させないことを目的として
行われる活動

公示日から投票日の前日

2. ネット選挙運動とは

2. ネット選挙運動とは

インターネット上のホームページやSNS、Twitter、動画共有サイトなどを利用して行う選挙運動である。



3. 諸外国におけるネット利用

3. 諸外国におけるネット利用

各国でたくさんの政党や政治家がHP・ブログ・SNS・Twitterを利用している

The screenshot shows Barack Obama's Facebook profile. It includes a profile picture, a cover photo, and several posts. One post mentions a speech in Las Vegas about government, innovation, and the economy. Another post discusses the Department of Veterans Affairs and PTSD. The page also features a search bar and navigation links like 'ホーム', 'プロフィール', and '友達を検索'.

The screenshot shows the Japanese Democratic Party's website. The header features the party logo and navigation tabs for 'トップ', '組織', '政策', '議員', '国会', and '活動'. The main content area has the slogan '元気な日本を復活させる。' (Revitalize a healthy Japan) and '民主党 Manifesto 2010'. There are also sections for '第22回参議院議員選挙 公認・推薦 当選者一覧' and '個人献金を募集しています'.

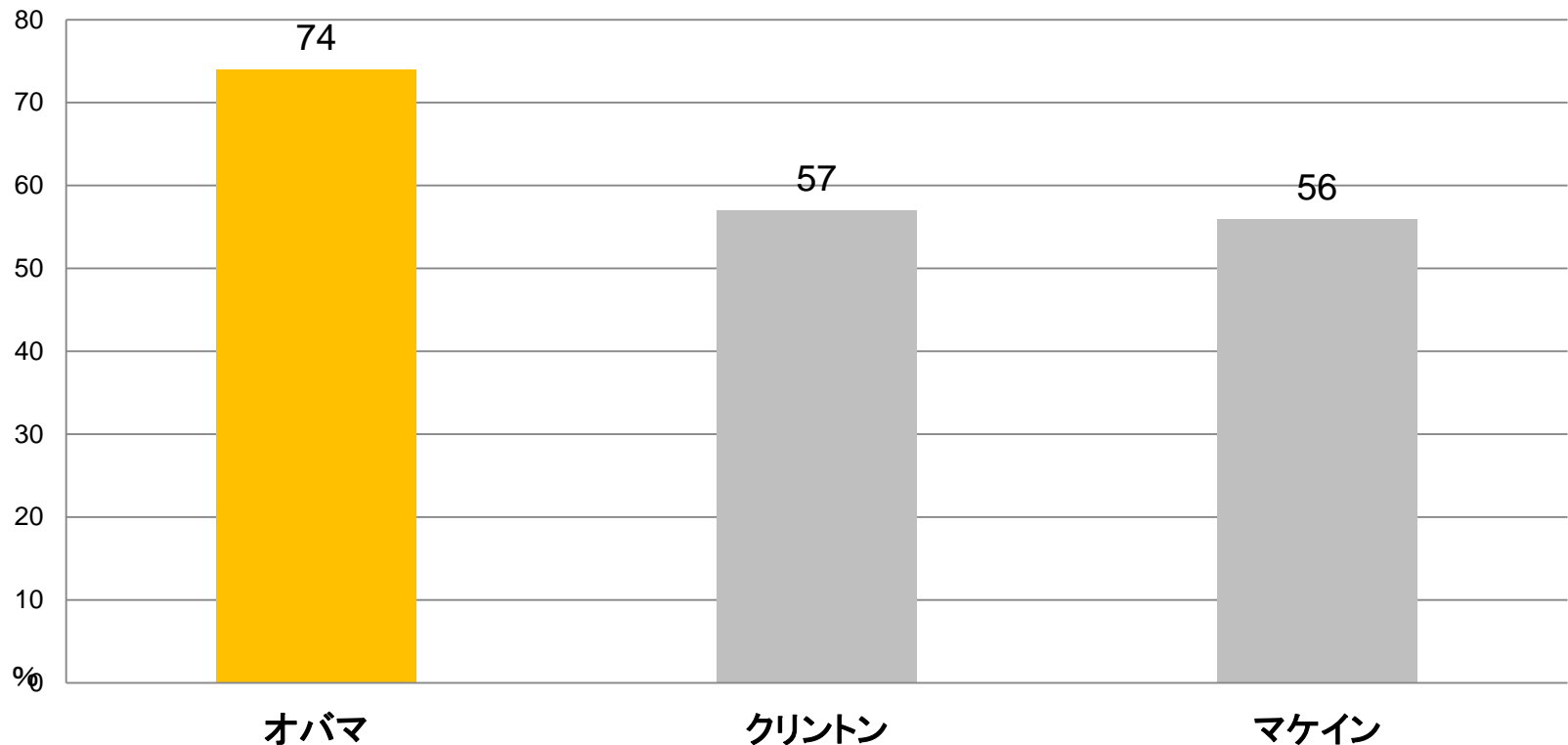
The graphic features a portrait of Hillary Clinton on the left and the name 'Hillary' in a large, stylized font on the right, with a red, white, and blue American flag graphic below it. Below the name is a quote: "As we take the next steps in our journey, I know you'll be right there with me, as always, in my heart and by my side." followed by "Thank you, God bless you, and may God bless America" and "- Hillary Rodham Clinton". At the bottom, there is a 'Contact Information' section for Friends of Hillary in Washington, DC, and a red 'CONTRIBUTE' button.

3-1. アメリカにおけるネット選挙

- 1992年
民主党大統領候補予備選挙でブラウン候補が電子メールを使用
- 1996年
大統領選挙から選挙運動におけるネット利用が活発化、HPの開設や演説動画の配信などが行われる
- 2000年
大統領選挙資金集めにネットの活用を認める
- 2004年
ディーン候補がネット選挙運動で注目を集める
- 2008年
大統領選挙においてtwitterやネット献金、HPをうまく活用したオバマ氏が当選

3-1. アメリカにおけるネット選挙

支持者における政治目的でのネット利用率



出典 Pew Internet "The Internet and the 2008 Election"

3-2. 韓国におけるネット選挙

- 1994年
国会議員補欠選挙において無所属のハン・ジヨムス候補がポータルサイトにおいて開設
- 1997年
公職選挙法の規定に「PC通信を利用した選挙運動」が規定された
- 2000年
中央選挙管理委員会の公式ホームページ上で有権者が候補者の情報を確認できるようになる
- 2002年
盧武鉉候補がインターネット生放送に出演しようとしたところ、中央選挙管理委員会に阻止される
- 2004年
インターネットによる選挙運動規定を含む公職選挙法改正案を可決

3-2. 韓国におけるネット選挙

- HPを開設し選挙を行える
- HP,掲示板,チャット,電子メールを利用できる
- ネットを通じた選挙広告は選挙管理委員会に詳細を申告する
- 候補者に対する支持不支持の意見を掲載する場合実名を確認する
- ネットを通じた誹謗中傷、虚偽の流布の禁止
- 特定候補の応援サイトの禁止
- ツイッターOK

4. 日本のネット選挙運動の 実情

4. 日本のネット選挙運動の実情

4-1.規制

公職選挙法(第百四十六条1・2項)において選挙運動の方法は規制されている。

許されているもの

印刷物等の文書図画によるもの

演説等の言論によるもの

文書図画：通常葉書またはビラのみ許可されている。

それ以外のあらゆる文字や象形などが規制の対象となる。
HPや電子メールも文字や象形であるので規制の対象。

4.日本のネット選挙運動の実情

4-2.過去の公職選挙法改正への動き

1998年 民主党がネット選挙運動の解禁を盛り込んだ公職選挙法改正案を提出。

同様の法案を2001年,2004年,2006年も提出するが全て廃案。

142回国会提出の改正案(1998年)-145回国会まで継続審議の後、審議未了で廃案

151回国会提出の改正案(2001年)-157回国会まで継続審議の後、審議未了で廃案

159回国会提出の改正案(2004年)-162回国会まで審議継続の後、審議未了で廃案

164回国会提出の改正案(2006年)-171回国会まで審議継続の後、審議未了で廃案

審議未了、つまり他の法案を優先審議していたため審議されることなく議会が閉会したということである。

4.日本のネット選挙運動の実情

4-2.過去の公職選挙法改正への動き

2002年

総務省「IT時代の選挙運動に関する研究会」がHPを中心とした選挙運動のネット利用の解禁を求める。

2010年6月

与野党協議会で選挙活動におけるネット利用の解禁を合意。

4.日本のネット選挙運動の実情

4-2.過去の公職選挙法改正への動き

- IT時代の選挙運動に関する研究会
- 現行の選挙運動規制は維持しつつ、インターネットによる活動も可能とする。
- インターネットによる選挙運動についてはHPに限定する
- 全ての選挙に適用。量的制限は設けない。
- HP上のなりすましや誹謗中傷等の対策としては、HP開設者に電子メールアドレスの表示を義務付ける等の措置を講じることとする。
- 選挙管理委員会において候補者及び政党のホームページアドレスの周知を図るなど利用の便宜性に努める。

4.日本のネット選挙運動の実情

4-2.過去の公職選挙法改正への動き(2)

2010年度改正法案内容

民主党:公職選挙法第142条(文書図画の頒布)の関連条項を改正し、インターネットのホームページを選挙運動における制限文書とはみなさない規定を設ける。

自民党:HP・ブログの更新、事前に希望した人に限って電子メールを送信、簡易投稿サイト「ツイッター」への書き込みも認める。

与野党協議:(1)政党や候補者の演説会の映像を流す
(2)秘書らにホームページの開設や更新を代行させる
(3)簡易投稿サイト「ツイッター」を利用することなどは、自粛

首相の辞任により流れる

4.日本のネット選挙運動の実情

4-3.事実上の解禁？

2010年7月参議院議員選挙

HP更新



ニュース

【平成22年 7月10日】

■「まともな」政治取り戻す 谷垣総裁が最後の訴え

谷垣領一総裁は参院選の最終日となる10日、山梨県、東京都、埼玉県の8カ所で街頭演説を行った。このうち、東京、吉祥寺での街頭演説で谷垣総裁は、菅総理が街頭演説の中で「もう『政治とカネ』と普天間の問題はクリアした」と述べていることについて「そういう認識が日本国の総理大臣とは思えない」と批判した。また、「消費税増税は、それらの問題を参院選の争点から覆い隠すことを目的に打ち出した」との認識を示し



J-Station 自民党ステーション

▶自由民主党

会見チャンネル
1ch.

政策チャンネル
2ch.

活動チャンネル
3ch.

お知らせチャンネル
4ch.

オレの話を聞いてくれ！
5ch.

3ch 活動チャンネル

遊説



谷垣領一総裁 街頭演説(千葉・柏)2010.6.27



谷垣領一総裁 山梨県演説(2010.6.24)



青年部・青年局全国一斉街頭行動(新宿・谷垣総裁演説)2010.6.13

自民党
www.jimin.jp

自民党政策集

全国版マニフェスト

ローカルマニフェスト

ターゲットマニフェスト

ソーシャルネットワーク



Twitter更新

ホーム プロフィール 友だちを検索 設定 ヘルプ ログアウト

fujisue

フォローする

<http://tmc.fm/rjmf1k164g7>
7:03 AM Jul 10th webから

<http://tmc.fm/rjmez67gyve>
6:51 AM Jul 10th webから

<http://tmc.fm/rjmej7q7u17>
6:31 AM Jul 10th webから

twinavi 特別企画
選挙 とう
[NEW] アンケート結果を発表!!
twinavi もっと見る

✓ 認証済みアカウント

名称 藤末 健三
現在地 日本全国
Web <http://fujisue.net/>
自己紹介 藤末 健三(ふじすえけんぞう) - 民主党参議院議員 国家戦略調査委員会委員

25,750 フォローしている
24,568 フォロワー
4,306 リスト

自らの活動内容・予定
他候補者の活動予定
音声データのURL

4.日本のネット選挙運動の実情

4-4.総務省による見解はグレーゾーン

●HP更新

政党側:選挙期間中に行われている事を、政治活動として更新。

総務省:「頒布に当たる可能性がある」

「候補者への投票を呼びかける更新は法に抵触するが、
通常政治活動の範囲なら直ちに抵触しない」

「選挙活動と政治活動の線引きは明確ではなく、直ちに違法とは言えない」

●Twitter更新

立候補者陣営は「音声は公職選挙法が禁じている文書図画の頒布にはあたらない。総務省と顧問弁護士にも確認した。」と説明する。

5. ネット選挙運動の可能性

5-1.懸念される問題

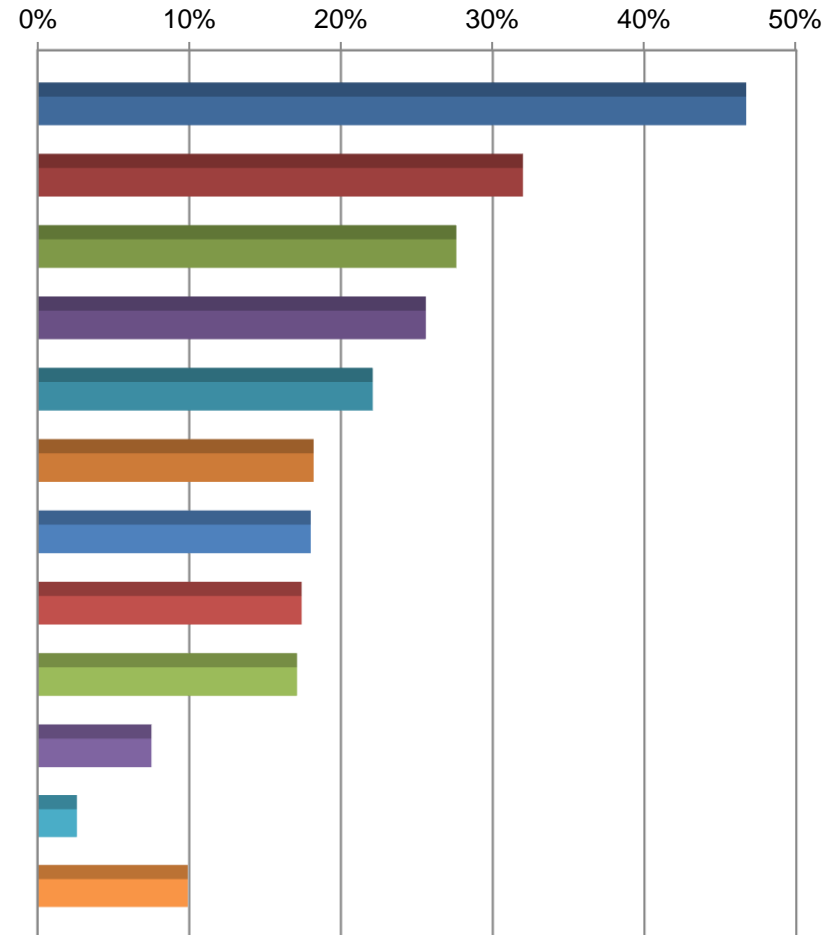
- 悪意のある「なりすまし」や「虚偽」
- デジタルデバイド(情報格差)
- 情報の維持管理にかかるコスト
- 候補者の不用意な発言等による炎上

5-2. ネット選挙運動の可能性

日本における世論調査

—選挙運動におけるインターネット利用解禁がもたらす効用—

- ブログやメールマガジンで候補者の活動内容がわかる
- 動画で候補者の討論会や演説の様子が見られる
- 候補者や政党が政策の比較情報を積極的に開示するようになる
- 選挙にかかわる費用の低減をもたらす
- 候補者や政党の過去の公約の参照や実績の評価が容易になる
- 政治への関心が高まる
- 候補者や政党がマニフェストを積極的に作成発信するようになる
- 投票率がアップする
- 候補者のブログに応援や反対のコメントを入れられる
- 候補者や政党を自分のブログで紹介したりSNSで意見交換できる
- 政治を志す人が増える
- とくにあてはまるものはない



6. 今後の展望

6. 今後の展望

日本において近い将来、選挙におけるインターネット利用が解禁されることは間違いないであろう。それはこれまでの経緯からすれば、選挙運動の幅を副次的に重要なものとして広げるものとなっていくだろう。

その影響力は大きなものであり候補者、有権者の両者に利益をもたらす反面、情報量の増加によって有権者自身の判断能力と責任がより強く問われることだろう。

以上の点から、政策や候補者に関する情報の質と量の向上を目的にネット選挙運動の合法化を推進するべきだと考える。

7.参考文献

7.参考文献

7-1.文献

- 『朝日新聞』
- 『2008年アメリカ大統領選挙』吉野孝・前嶋和弘 東信堂 2009年
- 『選挙戦を変貌させるインターネット』アンディ・カービン 米国大使館
- 『IT時代の選挙運動に関する研究会報告書』
- 『諸外国のインターネット選挙運動』三輪和宏 国立国会図書館 2006年
- 『我が国のインターネット選挙運動』三輪和宏 国立国会図書館 2006年
- 『韓国の公職選挙法におけるインターネット関連規定』白井京 国立国会図書館 2006年

7.参考文献

7-2.webページ

- 東京都選挙管理委員会
<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>
- ザ・選挙
<http://www.senkyo.janjan.jp/>
- 早わかり「米国の選挙」米国大使館
<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/wwwf-brief-j-elections.pdf>
- 日経BPITPRO
<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/Research/20080616/308168/>
- プレジデントロイター
<http://president.jp.reuters.com/article/2010/06/25/534895C2-8037-11DF-9A7E-61B83E99CD51.php>
- YahooJapanニュース: ネット選挙運動
http://dailynews.yahoo.co.jp/fc/domestic/online_election_campaigns/
- NikkeiBPNet ソーシャルネットワーク大統領選挙戦
http://www.nikkeibp.co.jp/style/biz/net/webmarketing/050708_senkyosen5/index.htm